公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１７４号
札幌市手稲区星置１条１丁目２番13号
債務者　阿部　典子（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６３０号
札幌市東区北丘珠４条１丁目８番３号　エメラルドハイツ202号
債務者　今野　崇嗣
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９６８号
北海道千歳市長都駅前２丁目５番１号　ブルーム202号
債務者　草刈　輝年
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９８号
札幌市中央区南11条西６丁目２番26―805号
債務者　河野　剛毅
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８号
札幌市北区北35条西９丁目１番６号　ウダハイツ303号
債務者　三浦美千子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０２号
北海道千歳市緑町１丁目１番28号
債務者　福田亥智子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４３号
札幌市白石区中央１条６丁目９番19―402号
債務者　今里　　滋
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３１号
群馬県富岡市黒川1145番地４
債務者　今井　弘子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３１号
神奈川県小田原市小竹2010番地、前住所福岡県福岡市中央区港２丁目20番８―804号
債務者　勝亦　　正
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５３号
神奈川県厚木市金田495番地１　フォレストスクエアH―108
債務者　森　　幸成
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５５０号
神奈川県座間市座間１丁目3377番地の21　シティハイムレモン105号
債務者　富田　　寛
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１４号
相模原市緑区元橋本町３番５号　ハウスエナリⅡ204
債務者　中島　和彦
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１５号
相模原市中央区矢部３丁目９番５号　ライオンズマンション矢部第３―102号
債務者　太田尾義隆
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２１号
相模原市中央区東淵野辺１丁目14番８号　コースター河本403
債務者　湯浅　勝海
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２３号
神奈川県座間市入谷５丁目2519番地の19
債務者　高橋真理子
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２４号
相模原市中央区相生３丁目６番18号　セジュール相生201
債務者　坂田　春雄
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第８１号
新潟県南蒲原郡田上町大字川船河甲928番地13
債務者　川口　一夫
1　決定年月日時　平成25年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
　　新潟地方裁判所三条支部